

昭和二十一年勅令第百十八号

物価統制令

第一条 本令ハ終戦後ノ事態ニ対処シ物価ノ安定ヲ確保シ以テ社会経済秩序ヲ維持シ国民生活ノ

安定ヲ図ルヲ目的トス

第二条 本令ニ於テ価格等トハ価格、運送費、保管料、保険料、賃貸料、加工費、修繕料其ノ他

給付ノ対価タル財産の給付ヲ謂フ

第三条 価格等ニ付第四条及第七条ニ規定スル制額アルトキハ価格等ハ其ノ統制額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ

第七条第一項ニ規定スル統制額ニ係ル場合ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ価格等ノ支払者又ハ受領者ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

価格等ニ対スル給付ノ為サルル地区ニ於ケル統制額ト他ノ地区ニ於ケル当該価格等ノ統制額トガ異ル場合ニ於テハ当該給付ニ付テハ主務大臣別段ノ定ヲ為シタル場合ヲ除クノ外当該給付ノ為サルル地区ニ於ケル統制額ヲ以テ前項ノ場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

主務大臣ハ此ノ限ニ在ラズ

三 運送費、加工費、修繕料其ノ他ノ財産的給付（価格、保管料、保険料及賃貸料ヲ除ク以

下同ジ）ニ対スル給付ヲ為ス者ガ目的物ノ引

渡ヲ受ケタルモノ

五 保管料、保険料又ハ賃貸料二付支払者ガ履

行遲滞ニ在ルモノ

付ニ対スル給付ヲ為ス者ガ當該財産的給付ニ

対スル給付ニ著手シタルモノ

六 渡ヲ受ケタルモノ

四 運送費、加工費、修繕料其ノ他ノ財産的給

付（価格、保管料、保険料及賃貸料ヲ除ク以

下同ジ）ニ対スル給付ヲ為ス者ガ目的物ノ引

渡ヲ受ケタルモノ

五 保管料、保険料又ハ賃貸料二付支払者ガ履

行遲滞ニ在ルモノ

付ニ対スル給付ヲ為ス者ガ當該財産的給付ニ

対スル給付ニ著手シタルモノ

六 渡ヲ受ケタルモノ

四 運送費、加工費、修繕料其ノ他ノ財産的給

付（価格、保管料、保険料及賃貸料ヲ除ク以

下同ジ）ニ対スル給付ヲ為ス者ガ目的物ノ引

渡ヲ受ケタルモノ

五 保管料、保険料又ハ賃貸料二付支払者ガ履

行遲滞ニ在ルモノ

付ニ対スル給付ヲ為ス者ガ當該財産的給付ニ

対スル給付ニ著手シタルモノ

六 渡ヲ受ケタルモノ

四 運送費、加工費、修繕料其ノ他ノ財産的給

付（価格、保管料、保険料及賃貸料ヲ除ク以

下同ジ）ニ対スル給付ヲ為ス者ガ目的物ノ引

渡ヲ受ケタルモノ

五 保管料、保険料又ハ賃貸料二付支払者ガ履

行遲滞ニ在ルモノ

付ニ対スル給付ヲ為ス者ガ當該財産的給付ニ

対スル給付ニ著手シタルモノ

六 渡ヲ受ケタルモノ

四 運送費、加工費、修繕料其ノ他ノ財産的給

付（価格、保管料、保険料及賃貸料ヲ除ク以

下同ジ）ニ対スル給付ヲ為ス者ガ目的物ノ引

渡ヲ受ケタルモノ

五 保管料、保険料又ハ賃貸料二付支払者ガ履

行遲滞ニ在ルモノ

付ニ対スル給付ヲ為ス者ガ當該財産的給付ニ

対スル給付ニ著手シタルモノ

六 渡ヲ受ケタルモノ

四 運送費、加工費、修繕料其ノ他ノ財産的給

付（価格、保管料、保険料及賃貸料ヲ除ク以

下同ジ）ニ対スル給付ヲ為ス者ガ目的物ノ引

渡ヲ受ケタルモノ

五 保管料、保険料又ハ賃貸料二付支払者ガ履

行遲滞ニ在ルモノ

付ニ対スル給付ヲ為ス者ガ當該財産的給付ニ

対スル給付ニ著手シタルモノ

六 渡ヲ受ケタルモノ

四 運送費、加工費、修繕料其ノ他ノ財産的給

付（価格、保管料、保険料及賃貸料ヲ除ク以

下同ジ）ニ対スル給付ヲ為ス者ガ目的物ノ引

渡ヲ受ケタルモノ

第十四条 何人ト雖モ業務上不当ノ利益ヲ得ルノ目的ヲ以テ物ノ買占又ハハ借ヲ為スコトヲ得ズ

セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ都道府県ガ處理スルコトトス

法律第六十七号）第二条第九項第一号ニ規定スル

主務大臣ハ此ノ規定ニ依リ本令ニ規定スル

主務大臣ノ職權ノ一部ヲ地方行政機関ノ長

スル事務ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府

県知事之ヲ行フコトスルコトヲ得

主務大臣ハ此ノ規定ニ依リ本令ニ規定スル

主務大臣必要アリト認ムルトキハ政令

ノ規格、品質、販売方法、販売場所等ニ関シ制

等ニ付スルコトヲ得

第十五条 主務大臣ハ価格等ニ付スル

要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十六条 主務大臣必要アリト認ムルトキハ

物品等ニ付スルコトヲ得

第十七条 主務大臣必要アリト認ムルトキハ

物品等ニ付スルコトヲ得

第十八条 主務大臣必要アリト認ムルトキハ

政令ノ定ムル所ニ付スルコトヲ得

第十九条 削除

第二十条 削除

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 削除

第二十四条 及び第二十五条 削除

第二十六条 物価秩序ノ保持ニ当ル者ニシテ政令

ノ付スルコトヲ得ズ

第二十七条 削除

第二十八条 第二十六条ニ掲グル者ハ之ヲ法令ニ

依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス

第二十九条 削除

第三十条 主務大臣若ハ地方行政機関ノ長又ハ都

道府県知事必要アリト認ムルトキハ物価ニ關シ

報告ヲ徵シ、帳簿ノ作成ヲ命ジ又ハ政令ノ定ム

ハ帳簿ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル者

三 第三十一条ノ規定ニ違反シ報告ヲ為サズ若ハ

虚偽ノ報告ヲ為シ又ハ帳簿ノ作成ヲ為サズ若

ハ帳簿ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル者

二 第十七條ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反

シタル者

三 第三十一条ノ規定ニ違反シ報告ヲ為サズ若ハ

虚偽ノ報告ヲ為シ又ハ帳簿ノ作成ヲ為サズ若

ハ帳簿ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル者

二 第十七條ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反

シタル者

三 第三十一条ノ規定ニ違反シ報告ヲ為サズ若ハ

虚偽ノ報告ヲ為シ又ハ帳簿ノ作成ヲ為サズ若

ハ帳簿ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル者

二 第十七條ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反

シタル者

三 第三十一条ノ規定ニ違反シ報告ヲ為サズ若ハ

虚偽ノ報告ヲ為シ又ハ帳簿ノ作成ヲ為サズ若

ハ帳簿ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル者

(公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置)

7 第二章の規定による改正後の各法令(徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る)の規定は、この法律の施行後に国税徵收法第二条第十号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徵収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三七年四月二日法律第六七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年一二月二二日法律第112号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。

(物価統制令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律施行の際改正前の物価統制令第四条の規定により統制額の指定されている価格等に係る統制額の指定については、当分の間、改正後の同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。)並びに附則第七条、第十九条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定(公布の日

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体その他公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、刑罰等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定(公布の日

附 則 (平成一八年六月七月日法律第五三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施

行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定(公布の日

ついては、施行日以後においても、当該処分方に引き続き上級行政庁があるものとみなし、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であつた行政庁とする。

附 則 (平成一九年四月六日法律第六八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定(公布の日

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定(公布の日

あつたものについての同法による不服申立てに

ついては、施行日以後においても、当該処分方に引き続き上級行政庁があるものとみなし、行政不服審査法の規定を適用する。この場合に

おいて、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁

であつた行政庁とする。

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定(公布の日

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定(公布の日